

台湾における空中大学と 外国人の教育を受ける権利

Study of Taiwan National Open University
and Right to Receive Education for Foreigners in Taiwan

高橋 孝治^{※1}・戸田 千速^{※2}・林 詩吟^{※3}
櫻坂 英子^{※4}・松岡 昌和^{※5}・張 瀨方^{※6}

- I. はじめに
- II. 台湾の空中大学について
- III. 台湾における外国人の空中大学の修学と教育を受ける権利
- IV. 結びにかえて

台湾には空中大学という通信制大学がある。空中大学は外国人にも門戸を開放しているが、居留証を保有していない外国人は空中大学に入学することができなくなっている。そして、台湾にある大使館もしくは事実上の大使館に勤務する外国人には、居留証ではなく、外交官証もしくは外国機構官証（「外交官証など」という）が発行されている。このため、これら外交官証などの保有者は、居留証が発行されていないという理由で空中大学に入学することはできない。これは、外国人にも門戸を開放しているはずの空中大学では事実上特定の外国人には門戸が開放されていないことに他ならない。なぜこのようなことが起こるのかを「台湾における外国人の教育を受ける権利」という視点から解明するのが本稿の目的である。

本稿の結論としては、台湾憲法には市民よりも国家を優先する傾向があり、法律で市民の権利などを規制することができる構成になっていることから、居留証を保有していない外国人は空中大学で学ぶことができないと法律で規定してしまえば、その通りに規制がなされると述べる。

キーワード：放送大学、通信教育、台湾、外国人の権利、生涯学習

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を表し、初出にのみ付した。

※1 立教大学 アジア地域研究所

※2 広島大学高等教育研究開発センター フェロー(東京大学大学院 教育学研究科 総合教育科学専攻 博士課程 在学中)

※3 台湾・崑山科技大学 流行演劇学士學位課程

※4 駿河台大学 心理学部

※5 立教大学 兼任講師・アジア地域研究所

※6 台湾・愛樂活社会企業 (香港大学 現代語言文化学院 博士課程 修了生)

I. はじめに

1. 問題の所在

日本の放送大学は、国設の私立大学で、12年間の教育があり日本在住であれば、外国人なども学ぶことができる。まさに放送大学の英語表記である「The Open University Of Japan」の名の通り、「万人に開かれた大学」と言える。また、サイバー大学やビジネス・ブレイクスルー（BBT）大学といった日本の通信制大学としては放送大学に次ぐ規模を誇る大学も外国人の就学を認めている。つまり、日本の通信制大学は外国人に対して広く門戸を開いていると言えよう。

一方で、中華人民共和国（以下「中国」という）で放送大学に相当する「開放大学（2012年6月の改組前の名称は「広播電視大学（以下「電視大学」という））」では外国人の修学が認められていない（高橋 2014：p.9）。これについては、高橋（2014）が詳しく述べている。これによれば、中国では外国人にも権利を認めるという考え方が基本的に見受けることができず、教育を受ける権利は、「国家が公民に対して」尽力し用意するものと解されている（高橋 2014：p.12）。このため、中国において外国人は教育を受ける権利の保障対象外にあることになり、中国国内の法律においても、外国人が中国国内の大学で修学することを積極的には認めていない構成となっている（高等教育法（1998年8月29日公布、1999年1月1日施行）第9条）（高橋 2014：p.14）。電視大学設立の際の目的は、プロレタリア文化大革命終了後に経済や社会の発展のために人材教育が必要であっ

たため就労しながらも学べる制度の設置が必要であったためであり（単 2010：p.3；楊 2011：p.10）、外国人にも学びの機会を提供しようという目的は含まれていない。これに対し、日本の放送大学の目的は「広く社会人に生涯学習の機会を与え、高等学校卒業者に対し大学進学を保障すること」にある（放送大学 [公開年不明]）。このように日本の放送大学と中国の開放大学（電視大学）は、その目的も大きく異なると言える。

台湾（国名としては「中華民国」。以下も「台湾」という）にも放送大学に相当する「国立空中大学 [國立空中大學]」という通信制大学がある（以下「空中大学」という）。空中大学は、中国の開放大学とは異なり、外国人の修学を認めている。しかし、詳しくはⅢ. 1. で述べるが、特定の外国人は空中大学での修学が認められていない。これはなぜなのだろうか。高橋（2014）のように、「外国人の教育を受ける権利」という側面からこの「なぜ」に対し回答を模索することが本稿の目的である。

2. 先行研究の検討

日本で台湾の空中大学について述べた先行研究には、廖（2015）や小田（2015）などがある。残念ながら小田（2015）は、空中大学の設置根拠である空中大学設置条例 [空中大學設置條例] についてその概要を紹介しているだけに留まっている。無論、空中大学の設置根拠を日本語で簡単なものとはいえ紹介していること自体は貴重なのであるが、考察などはしていない。これに対して廖（2015）は空中大学成立の歴史的背景から、空中大学での学位授与がどのように行われるようになって

たのかにまで言及しており、空中大学に関する研究成果としては非常に有用なものと言えよう。

また、当然台湾には空中大学に関する研究がいくつか存在する。特に空中大学自身が『生活科学学報 [生活科學學報]』や『国立空中大学社会科学学報 [國立空中大學社會科學學報]』という紀要を発行しており、これらの雑誌には空中大学に関する研究成果が多く掲載されている。しかし、陳(2000)や黄(2001)、陳=呉(2016)など空中大学での教育状況はどのようになっているのかなどのいわゆる実践報告がほとんどとなっており、本稿が検討したい空中大学と教育を受ける権利といった理論面の研究成果は見られない。

また、台湾では修士学位論文レベルでも空中大学に関する研究成果が見られる。しかし、これらも陳(2003)、張(2004)など空中大学で学んでいる者の学習動機などについて研究したもので、やはり実践研究がほとんどを占めていると言える。結果として、空中大学と外国人の教育を受ける権利はおろか、空中大学についての理論的研究もほとんど見られないと言える。

II. 台湾の空中大学について

1. 空中大学概要

まずは議論の前提として、空中大学およびその学習方法について概説しておきたい。空中大学は、台湾において華人のために生涯学習の機会を提供する通信制大学である(國立空中大學 [公開年不明])。その学習方法は、インターネット上のホームページを読んでの

学習、インターネット配信による映像および音声による学習があり、さらに補助的な学習方法にスクーリング [面授]、書面による学習 [書面輔導] などがある(國立空中大學 2017:p.1)。また、日本の放送大学と同様に、これらの学習を補助する教材として空中大学専用の教科書も出版されている(國立空中大學 2017:p.2)。さらに、インターネットに接続ができない者向けなのか、講義内容を収録したビデオCDや音楽CDも販売している(國立空中大學 2017:p.2)。

空中大学には、大学部 [大學部] (日本の大学に相当する) と専科部 [專科部] (日本の短大に相当する) があり、大学部を卒業すると「学士 [學士]」の学位を、専科部を卒業すると「副学士 [副學士]」の学位を取得することができる(國立空中大學 2017:p.8-9)。また、このような大学部や専科部の卒業と学位取得を目指す学生(大学部卒業を目指す学生を「大学部全修生 [大學部全修生]」と、専科部卒業を目指す学生を「専科生 [專科生]」という)の他に、科目履修生に相当する「大学部選修生 [大學部選修生]」の受け入れも行っている(國立空中大學 2017:p.2)。

大学部全修生および専科生の入学要件は、高等学校もしくは職業学校 [高中 (職)] 卒業もしくはそれと同等の学力があると認められる者である(國立空中大學 2018a:p.1; 國立空中大學 2018b:p.1)。ここでいう同等の学力があると認められる者とは、中国や香港、マカオ、外国の高校を卒業している者や特定の公務員試験や技能士検定試験に合格している者、軍学校や警察学校 [軍警察] の学歴を持つ者、選修生として40単位

以上取得している者などを指す（国立空中大学 2018c：p.1-3；国立空中大学 2018d：p.1-3）。そして、大学部選修生の入学要件は、18歳に達していることである（国立空中大学 2018a：p.1）。入学に際しては必要書類の提出と入学金の支払いおよび手続きのみを行えばよく、入学試験などはない。

空中大学の卒業要件としては、大学部で全ての必修科目の単位〔學分〕を取得し、合計128単位を取得することが必要となる（ただし、既に大学を卒業している者などには、必要単位の減免措置がある）（国立空中大学 2017：p.8）。なお、空中大学の大学部には、人文学科〔人文學系〕、社会科学科〔社會科學系〕、商学科〔商學系〕、公共行政学科〔公共行政學系〕、生活科学科〔生活科學系〕、マネジメントおよび情報学科〔管理與資訊學系〕の6学科があるが、入学時には学科を選択することはなく、卒業時にどの学科の単位を多く取っているかで卒業する学科が決定される。このため、卒業時に必要な128単位の内訳としては、少なくとも一つの学科の科目から75単位以上を取得することも求められる（国立空中大学 2017：p.8）。また、卒業時に複数の学科でそれぞれ75単位以上を取得していた場合には、二重専攻での卒業を認めるとしている（国立空中大学 2018e：p.13）。なお、空中大学の1科目の単位数は科目によって異なり1～3単位である（国立空中大学 2017：p.15-18）。ただし、1学期に履修できるのは最大5科目までで、これとは別に1単位のスクーリング科目などは2科目までしか履修できないという制限がある（国立空中大学 2017：p.14）。その一方で、スクーリングは每学期4回参加することを原則とし

ている（国立空中大学 2018a：p.1）。これに対し、空中大学の専科部には学科の区分けなどはないため、専科部の卒業要件は80単位を取得することのみである（国立空中大学 2017：p.9）。また、専科部であっても1学期に履修できる科目の制限などは大学部と同様である。

また、一般的な台湾の大学と同様に、空中大学も前期は9月に始まり、後期は翌年2月から始まる。そして、各学期途中および学期末には、台湾各地に設置された学習センター〔學習指導中心〕に中間試験および期末試験を受験しに行くこととなる。この中間試験および期末試験は土曜日と日曜日のみに行われており（国立空中大学 2017：p.37）、就労している者に対する配慮がなされていると言える。

2. 空中大学成立の歴史的背景

台湾の空中大学は、1986年に開学した。日本の放送大学は1983年に設置され、大韓民国（以下「韓国」という）の放送大学（ONU：Korea National Open University）がソウル大学から独立したのは、1982年のことだった。また、中国の電視大学も1979年に開学し、香港において香港公開大学〔香港公開大學〕の前身である香港公開進修学院〔香港公開進修學院〕が開学したのは1989年であった。台湾の空中大学の設置は東アジアの他国とはほぼ足並みを一にし、当時の東アジアには、高等教育の大衆化と生涯教育という共通の社会的ニーズがあったと言えるだろう。台湾の空中大学開学の背景には、戒厳令解除（1987年）直前期の民主化の推進、国際環境の変容

などの影響を受け、高等教育の量的な拡大が図られ、社会のニーズに応えるため、より多くの人に高等教育を受ける機会を提供することが求められたという事情があるとの指摘がある（廖 2015：p.383）。この指摘は、空中大学開学の背景のうち台湾独特の要素と言うことができるだろう。

空中大学自体は、1982年7月30日に改正された大学法〔大學法〕（同日施行）第7条に「教育部（日本の文部科学省に相当する）は空中大学を設置することができる。その組織と教育施設については、別途法律によって定める」との条文ができたことにより設置できるようになった。そしてここでいう「別途法律」に当たる国立空中大学設置条例〔國立空中大學設置條例〕が1985年6月28日に公布され（同日施行）、空中大学の設置が具体的にされることになった。この国立空中大学設置条例第2条によれば、「空中大学はメディア視聴を主たる方法として、成年に教育を実施し、国民教育および文化水準を一般的に高め、人的資源の素養を改良することを目的とする」とある。

しかし、空中大学では当初「大学卒業」を認めるのみで「学位」を授与することはできなかった（廖 2015：p.383）。空中大学で学位が授与できるようになったのは、1994年4月27日の学位授与法〔學位授与法〕改正からである（同日施行）。このときの改正学位授与法第5条は以下のように規定した。「（第1項）国立空中大学の全修生が、国立空中大学設置条例により規定された単位および成績を取得・合格した場合、学士学位を授与する。（第2項）前項の学士学位の授与については、本法改正前に規定の単位を取得した卒業生に

も遡って効力を有するものとする」。空中大学における学位授与の歴史を明らかにすることは、本稿の主たる目的ではなく、既に廖（2015）という先行研究があるため、本稿では空中大学の学位授与については、これ以上、踏み込んで論じない。結局、開学が1986年という時期であることから、東アジアの他国と同様の高等教育の大衆化と生涯教育という共通の社会状況と戒厳令解除直前期の自由化施策の一環として、働きながらでも学びたいというニーズに応えることが空中大学設立の目的の一側面にあったと言えるだろう。

3. 台湾における空中大学の評価

このような空中大学は、台湾においてどのような評価を受けているのだろうか。筆者らが台湾人数名に聞き取りを行ったところによると基本的に空中大学は台湾で肯定的に評価されていると言える。しかし、空中大学を肯定的に評価する一方で、空中大学に入学しようとは思わないという回答も得られた。筆者らが得た回答は以下の通りである。

「空中大学には非常に大きな存在意義があると思う。しかし、空中大学に入学しようとは思わない。現在はインターネットが発達しており、そちらで学ぶことのできるからである」（42歳男性、エンジニア、2018年5月10日回答）。「空中大学には大きな存在意義がある。空中大学でも学んでみたいと思うが、開講している分野が自分が学びたいものと異なるので、今は学びたいとは思わない」（47歳女性、大学教員、2018年5月8日回答）。「空中大学はよいと思う。しかし、仕事が忙しいため空中大学で学ぶことはできない」（42歳

女性、インテリアデザイナー、2018年5月5日回答)。「空中大学の存在意義は大きいと思う。しかし、ごく少数の人しか空中大学で学んでいないとも聞く。また、空中大学の教師の質が保たれているのか分からない」(39歳女性、大学教員、2018年5月10日回答)。「空中大学の開設は非常に肯定的に捉えている。しかし、自分自身は空中大学を進学先には選ぶとは思わない。学歴としてはそんなにいいものではないからである」(46歳女性、大学教員、2018年5月12日回答)。「空中大学は、入学手続きのハードルを低くし、広く大衆に修学の機会を与えていると思う。しかし、通信制教育であるために、学生自身に強い『学ぶ気』があるかにかかっていると思う。学生同士の討論の機会は少なく、学習も映像などにより一方的で、学習意欲を継続させることは簡単ではない。しかし、機会があれば空中大学でも学んでみたいと考えている」(36歳女性、情報業、2018年5月14日回答)。「空中大学についてはあまり印象がなく、よく分からないというというのが本音である。小学校時代の公民の教科書に空中大学について書かれていたことくらいしか分からない。もしインターネット上で登録不要の公開講座を開講するなら空中大学でも学んでみたいと思う。空中大学が開講されていることは知っているが、学歴はそんなに重要ではなく、個人がどれくらいの実力や技術を持っているかが重要だと思う」(25歳男性、コンサルタント、2018年5月14日回答)。

以上のように、今回空中大学について筆者らに意見をくださった台湾の方々には基本的に空中大学の開設自体に対しては肯定的な意見を持っていると言える。しかし、実際に自身

が空中大学で学びたいかとは別問題のようである。特に台湾での現職の大学教員が「教師の質が保たれているのか分からない」もしくは「空中大学卒業の学歴はいいものではない」と考えていることは大きなことと言えるだろう。また、空中大学に入学しても「学習意欲を継続させることは簡単ではない」という指摘にあるように、万国の通信制高等教育が共通して直面している課題については、空中大学も例外ではないと言える。特にI. 2. で述べたように、空中大学に関する台湾での修士論文での先行研究は、空中大学で学んでいる者の学習動機などが研究対象となっている。このようなテーマを選択して研究がなされるということ自体が、台湾社会全体で、空中大学の学生の学習意欲の継続が空中大学の問題点として認識されていると言えよう。

さて、総じて言えることは、台湾では、空中大学の設置自体は評価されているものの、空中大学での修学は必ずしも社会的評価が高いというわけではないことが推察される。これまで台湾の高等教育に大きな影響を及ぼしてきたアメリカ合衆国(以下「米国」という)では、MOOCs(Massive Open Online Courses)による学習歴が注目度を高め、19州の知事が合同で設立したWestern Governors Universityのような通信制大学のみならず、ペンシルバニア州立大学(Penn State World Campus)やウィスコンシン大学マディソン校(University of Wisconsin System e Campus)といった研究大学もオンラインの学位プログラムを積極的に提供するなど、通信制高等教育に対する評価が高まりつつある。さらに、ミネルバ大学は学士課程に続き、意思決定分析分野の修士

課程（MDA：Master of Science in Decision Analysis）を開設した。ヨーロッパに目を転じて、オックスフォード大学の教員らがオンラインによるチュートリアルを交えた「世界初のブロックチェーン大学」ことウールフ大学の開設を企図している。日本でも i 専門職大学 I C T イノベーション学部（2020年開設予定）が、知識導入型の授業についてオンライン化を企図するなど、オンライン教育に対して積極的な位置付けがなされつつある。これに対し、台湾において空中大学などの通信制高等教育が一定の評価を得るには、なお一定の時間を要するものと推察される。

また、今後ブランド力に勝る米国の研究大学による通信制高等教育の台湾進出、あるいは台湾の研究大学による通信制高等教育の開始といった事態が生じた際には、空中大学が難しい対応を迫られる可能性もある。

Ⅲ. 台湾における外国人の空中大学の修学と教育を受ける権利

1. 外国人の空中大学の修学

空中大学は、外国人の入学も受け入れている（国立空中大學 2017：p.2）。通常、台湾人が空中大学に入学する場合は、入学に際して提出を要する書類の中に国民身分証〔国民身分証〕の複写がある（国立空中大學 2017：p.2）。これに対して、外国人の場合はパスポートおよび居留証〔中華民國居留証〕の複写の提出が必要となる（国立空中大學 2017：p.2）。台湾の居留証は、台湾にビザを持って入国した外国人に対して発行される身分証明書である。このため、居留証を保有し

ていない外国人、すなわちビザなし渡航で台湾に滞在している外国人は空中大学に入学することができないのである。

また、ビザを持ち、長期滞在している者であっても居留証が発行されない場合がある。「一つの中国」の原則に基づき、米国や日本をはじめとする大半の「国家」は台湾とは国交を持っていないため、大使館は台湾には存在しない。そこで例えば日本であれば日本台湾交流協会、米国であれば米国在台湾協会（AIT：American Institute in Taiwan）、韓国であれば駐台北韓国代表部〔駐臺北韓國代表部〕など、特定の窓口機関が、国交のない台湾で事実上の大使館の機能は果たしている。そしてこれら窓口機関に勤務する外国人は、当然ビザを持って台湾に入国するわけであるが、居留証は発行されず、代わりに「外国機構官員証〔外國機構官員證〕」が発行されている（台湾（中華民國）と国交があり、大使館を設置している国家も数は少ないながらも、これら大使館に勤務している外国人には、居留証でも外国機構官員証でもなく、外交官員証〔外交官員證〕が発行されている）。

筆者らの中には、こうした事実上の大使館としての窓口機関に勤務経験のある者がおり、在職中に空中大学でも学ぶために大学窓口で入学手続を行った（2017年12月9日）。その際、居留証の複写の代わりに、外国機構官員証の複写を提出したが、『居留証の複写』ではないという理由で入学許可が得られなかった。具体的には、居留証と外国機構官員証とは付されている番号のアルファベット部分の桁数が異なり、入学者情報をパソコンに入力できないとの回答であった。翌日である12月10日にも入学手続のために大学

の窓口を訪れたところ、異なる事務職員に全く同じことを指摘されたため、単なる「その場での事務職員の対応」ではなく、空中大学が外国機構官員証を保持する者、居留証以外で長期滞在している者が入学することを想定していないことが推察される。外国機構官員証の複写を提出するまでは空中大学の事務職員も「空中大学は外国人の入学も認めているから歓迎する」と言っていたが、入学者情報をパソコンに入力できないことが判明すると「外国人の入学は歓迎するが、外国人官員証の保有者はダメだ。一般企業に転職したらまた入学に来てください」と対応された。この入学者情報のパソコンへの入力、全ての入学者が行う必要があり、大学部選修生になることすらできなかった。

以上のように、空中大学は表面上こそ外国人の修学を認めているものの、それは全ての外国人に対して認められていることではない。「居留証を保有していない（外国機構官員証を保有している）外国人」は事務手続きレベルの話と言えるかもしれないが、結果として空中大学に入学することは不可能となっている。居留証を保有していない場合、滞在国内での権利がその国の国籍者と同等になることはありえないという考え方もあろうが、人権論の立場に立てば、「教育を受ける権利」は居留証の有無で判断すべきではない。また、外国機構官員証と居留証により権利の範囲が変わってくるのも問題である。

2. 台湾における外国人の教育を受ける権利

前節で、居留証を保有していない台湾在住の外国人（外国機構官員証を保有している外

国人）は、外国人の修学も認めているはずの空中大学に入学できないという問題があることを指摘した。そこで、この問題の法的根拠を考えてみたい。

まずは、台湾における教育を受ける権利について概観する。台湾において、教育を受ける権利は中華民国憲法（1947年1月1日公布、同年12月25日施行、2005年6月10日最終改正、同日改正法施行、以下「台湾憲法」という）第21条に規定されている。台湾憲法第21条は「人民は国民教育を受ける権利および義務を有する」と規定しており、教育を受ける権利のみならず義務も負っている。ここで「義務」とある通り、台湾憲法第21条の規定は義務教育に関する権利を表していると解されており（謝 2007：p.89；黄 2006：p.118）、空中大学などの高等教育を受ける権利を意味してはいない。また、台湾憲法第159条にも「国民の教育を受ける機会は一律に平等である」との規定がある。こちらは性別、年齢、能力、門地、民族によって差別されることなく教育を受けることを保障するための規定と解されているが（黄 2006：p.118）、台湾ではこの条文につき「国籍」は議題となっていないようである。主語が「国民」であるからかと思われるが、外国人の教育を受ける権利が台湾憲法第159条により保障されるのかは本節後段で検討することとする。

さらに、台湾憲法第163条前段には「国家は各地区の発展の均衡に注意しながら、社会教育を推進し、以て一般的な国民の文化水準を高めるものとする」との規定がある。これは国家や各級政府は公民館、図書館や文化センターの設置をはじめ社会教育を整備することを推進しなければならないとする規定と解

されている（陳 2016：p.499）。また、台湾憲法第163条前段に言う「社会教育」には空中大学の設置も含まれているとも解されている（陳 2016：p.499）。総括すると、台湾では、大学で学ぶ権利については憲法上の保障がされていないが、社会教育の推進の一環として空中大学の設置が国家の任務の一つになっているということになる。

次に台湾における外国人の権利について概観する。既に述べたように、台湾では台湾人に対しても憲法上「大学で教育を受ける権利」は保障されていない。そのため、問題となるのは、台湾人や居留証を保有している外国人は入学することができる空中大学に、居留証を保有していない外国人が入学できないということが台湾憲法第159条の「教育を受ける機会の平等」に反しないかという点である。残念ながら台湾憲法上の権利規定の保護対象に外国人が含まれているのか否かの論争には決着がつかないし、最高法院（日本の最高裁判所に相当）も判断をしていないようである¹。一応、台湾での外国人の権利について、学説上は、①一律に外国人にも権利を認めるとする学説、②「国民」や「中華民國人民」など文言上台湾人のみが享受できる権利以外の権利は外国人も享受できるとする学説、③権利の性質によって外国人も享受できる権利か決定するとする学説に大別することができるようである（呉 2011：p.151-152）。この中でも特に権利の性質から外国人には絶対に参政権は認められないと解されている（陳 2016：p.106）。

ところで、台湾憲法第21条の解説には以下のようなものがある。「人民全体の教育レベルによって国家の興亡と民族の繁栄が決ま

るため……国民教育は権利であると同時に義務でもあるのである」（謝 2007：p.124）。このような解説がなされる以上、台湾憲法は市民の権利よりも国家の存亡の方を重視しているということであり、この意味では国家のために国民を動員する要素がある憲法と言える。台湾憲法第23条でも、権利制限条項として、社会秩序および公共の利益を妨害しない限り法律で制限されないと規定しており、個人の権利よりも社会秩序の維持や公共の利益が上位となっている点からも同様に言えるだろう²。そしてこれを受けて中央法規標準法（1970年8月31日公布・施行、2004年5月19日最終改正・改正法施行）第5条では「左の事項は法律により定めなければならない。……（二）人民の権利および義務に関する事項……」と規定している（中央法規標準法が制定される前には「中央法規制定標準法」（1951年11月23日公布・施行、1970年8月31日失効）第4条にも同様の条文が存在した）。この条文と台湾憲法第23条からすれば、台湾で権利に関する事項は法律により制限などをすることができるが、社会秩序および公共の利益を妨害していなければ違憲無効と判断される可能性があるということである。

そして、外国人が空中大学で修学できるのか否かについては、2014年1月22日に改正された空中大学設置条例[空中大學設置條例]（原則同日施行、一部の条文は同年8月1日施行、国立空中大学の他にも、1997年に高雄市立空中大学[高雄市立空中大學]が開学することに合わせて、国立空中大学設置条例は1995年8月9日の改正で空中大學設置条例へと名称変更した）第16条で以下のように規定されている。「（第1項）空中大学は台湾で

居留許可を得ている無戸籍国民、外国人、香港およびマカオ居民、大陸地区の人民を全修生および選修生とすることができる。その募集、指導およびその他の関連事項の規定については、空中大学が定め、国立の場合中央主管機関に報告し、査定を受けるものとする。直轄市立の場合は、直轄市主管機関に報告し、中央主管機関に転送の上査定を受けるものとする。(第2項)前項の無戸籍国民、外国人、香港およびマカオ居民、大陸地区の人民が空中大学に修学できない場合、居留への変更か居留期間の延長を申請しなければならない。通常なら、居留ビザを持って台湾に入国し、所定の手続きを行えば居留証が発行されるはずであるが(外国人停留居留および永久居留弁法〔外国人停留居留及永久居留辦法〕(2000年2月1日公布・施行。2014年4月22日最終改正・改正法施行)第5条)、Ⅲ 1. で述べたような事実上の大使館勤務などの場合には、これが発行されずに外国機構官員証が発行されることになっている(駐台外交機構人民および親族身分証明発行要点〔駐臺外交機構人員及其眷屬身分證明發給要點〕(1985年12月4日公布・施行。2012年12月27日最終改正・改正法施行。以下「要点」という)第3条)。ここで重要なのは、要点第2条で、「所持している官員証は身分証および台湾居留のために使うものとする」と規定されていることである。要点第2条からすると、外国機構官員証は居留証とは異なるものの、「居留のために使うことができる」に過ぎない。外国機構官員証も居留証の一種であるとするならば、「外国機構官員証は、身分証明もしくは居留の際には居留証とみなす」と規定すればよいからである。すると、外国機構官員証の

保持者は、空中大学設置条例第16条でいうところの「居留許可を得て」台湾に滞在している者ではないとの論理が成立する。そして、空中大学設置条例第16条第2項に規定する通り、「居留」へと変更した場合(Ⅲ. 1. でいうところの一般企業に転職した場合)に、空中大学に入学できるということになる。

Ⅳ. 結びにかえて

本稿では、台湾の空中大学に外国機構官員証保有者が入学できないという問題を、台湾における外国人の教育を受ける権利という点から考察してきた。そこで明らかになったことは、以下の通りである。台湾憲法では大学で教育を受ける権利は保障されておらず、社会教育の設備の充実化のために国家などに空中大学の整備への尽力が求められているに過ぎない。また、外国人に対して権利を保障するか否かについても論争に決着がついていないが、台湾憲法には市民よりも国家を優先する傾向があり、法律で市民の権利などを規制することができる構成になっている。これによって、「居留証を保有していない(「居留」への変更がなされていない)」外国人は、空中大学設置条例第16条の規定によって空中大学への入学が認められないことになるのである。無論、これは台湾憲法第159条に違反する可能性もないとは言えないが、いまだ違憲の判断がなされていないため結果として居留証を保有していない外国人が空中大学で修学できないという論理が成立するのである。

もちろん、この問題は、Ⅲ. 1. で述べたように、「居留証と外国機構官員証とでは付されている番号のアルファベット部分の桁数が

異なり、入学者情報をパソコンに入力できないため」という単なる事務手続き上の問題の可能性もある。しかし、単なる事務手続き上の問題であるにしても、一応の法的根拠は本稿が述べてきた通り存在していると言えよう。

結果として言えることは、台湾の空中大学は、台湾人と居留証を持つ外国人のみが修学できるということで、空中大学の目的であるはずの「民衆の進学および継続教育」や「全民の生涯学習社会の実現」（2014年1月22日改正以降の空中大学設置条例第1条）には至っていないということである。

【付記】

本稿初稿提出後に、空中大学に対する以下の意見が台湾人から聴取できた。

「私は、1984年～1990年に空中大学で勉強していました。私が在籍していた時代は入学にも試験があり、空中大学入学がまず難関でした。そして、卒業はさらに難しかったです。私の空中大学卒業後入学試験はなくなりました。もっとも、入学試験に合格しても、やはり強い学ぶ意思がないと続かないのか多くの同級生が退学していきました。空中大学の学歴で、昇進できたので、入学してよかったと思っています」（66歳、女性、公務員退職、2018年5月15日回答）。

【参考文献】

- 〔日本語文献〕（50音順）
- 小田格（2015）「台湾の高等教育に関する法令の概要等について」『大学評価研究』（14号）大学基準協会。
- 蔡秀卿＝王泰升（編著）（2016）『台湾法入門』法律文化社。

高橋孝治（2014）「中国における外国人の教育を受ける権利 —— 日中の公開教育に着目して —— 」『法学ジャーナル』（30号）明治学院大学法学研究科。

放送大学〔公開年不明〕「設立の趣旨」（放送大学ホームページ）<http://www.ouj.ac.jp/hp/gaiyo/purpose.html>

筆者は2018年5月5日閲覧。

廖于晴（2015）「台湾における大学教育観の変容 —— 空中大学における学位授与の論争を手掛かりに —— 」『京都大学大学院教育学研究科紀要』（61号）京都大学大学院教育学研究科。

〔中国語文献〕（ピンインアルファベット順）

陳玫秀（2000）「國立空中大學護理教育發展狀況」『生活科學學報』（6号）台湾・國立空中大學生活科學系。

陳如山＝吳來信（2016）「自我導向學習傾向、學習策略與學習滿意關係之研究——以國立空中大學為例」『國立空中大學社會科學學報』（23号）台湾・國立空中大學社會科學系。

陳碩琳（2003）「目標導向、學習滿意度與學習績效關係之研究～以國立空中大學高雄學習指導中心為」修士學位論文，台湾・國立中山大學人力資源管理研究所。

陳志華（2016）『中華民國憲法』（修訂10版）台湾・三民書局。

單從凱（2010）「開放大學之路 —— 從廣播電視大學到開放大學的歷史嬗變」『現代遠距離教育』（2010年6期）中国・黒竜江廣播電視大學。

國立空中大學（〔公開年不明〕）「國立空中大學簡介」（國立空中大學ホームページ）<http://www106.nou.edu.tw/~president/>

- introduction/
筆者は2018年5月5日閲覧.
- 國立空中大學 (2017) 『國立空中大學106學年度下學期新生註冊選課注意事項』 台湾・國立空中大學.
- 國立空中大學 (2018a) 「國立空中大學新生報名注意事項」 (國立空中大學ホームページ) <http://studadm.nou.edu.tw/FileUploads/File/307/03-國立空中大學新生報名注意事項.pdf> 筆者は2018年5月5日閲覧.
- 國立空中大學 (2018b) 「國立空中大學附設專科部新生報名注意事項」 (國立空中大學ホームページ) <http://studadm.nou.edu.tw/FileUploads/File/296/03-國立空中大學附設專科部新生報名注意事項.pdf> 筆者は2018年5月5日閲覧.
- 國立空中大學 (2018c) 「國立空中大學全修生報名資格」 (國立空中大學ホームページ) <http://studadm.nou.edu.tw/FileUploads/File/306/國立空中大學全修生報名資格.pdf> 筆者は2018年5月5日閲覧.
- 國立空中大學 (2018d) 「國立空中大學附設專科部新生報名資格」 (國立空中大學ホームページ) <http://studadm.nou.edu.tw/FileUploads/File/295/04-國立空中大學附設專科部新生報名資格.pdf> 筆者は2018年5月5日閲覧.
- 國立空中大學 (2018e) 『國立空中大學107學年度招生簡章』 台湾・國立空中大學.
- 黃炎東 (2006) 『中華民國憲法新論』 (第2版) 台湾・五南圖書出版.
- 黃恆 (2001) 「社會大眾對國立空中大學角色的期望」 『國立空中大學社會科學學報』 (9号) 台湾・國立空中大學社會科學系.
- 吳信華 (2011) 『憲法釋論』 台湾・三民書局.
- 謝政道 (編著) (2007) 『中華民國憲法』 台湾・華立圖書.
- 楊志堅 (2011) 「歷史視野中的廣播電視大學」 『中國高等教育』 (2011年9期) 中国・中国教育報刊社.
- 張夢凡 (2004) 「自我導向學習傾向與學習滿意度對繼續進修意願之研究 —— 以空中大學高雄地區學生為例」 修士學位論文, 台湾・國立中山大學人力資源管理研究所.

注)

- 1 空中大学以外の、台湾のいわゆる通学制の大学は、そのほとんどで留学生枠を設けており、また台湾人学生の枠であっても台湾人以外の学生を入学させることもある。その意味で台湾の通学制の大学では外国人にも「教育を受ける機会の平等」は確保されていると言えよう。
- 2 台湾憲法における人権保障は、条文上は手厚くないことは既に指摘されている (蔡 = 王2016 : p.51-52)。